

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和2年度 第2回 佐渡市地域包括ケア会議
開催日時	令和2年11月5日(木) 14時00分開会 15時30分閉会
場所	トキのむら元気館 コミュニティホール
議題	高齢者虐待対応について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>参加者 (公務員除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体 13名 (公務員) ・ 佐渡警察署 生活安全課 課長 市井 天 ・ 新潟県佐渡地域振興局 地域保健課 課長 渡辺奈緒子 ・ 佐渡市消防本部 予防課 課長補佐 小林直樹 ・ 市民生活課 健康推進室 保健係 係長 渡辺桂子 ・ 市民生活課 保険年金係 主任 丹穂沙耶香 ・ 社会福祉課 障がい福祉係 社会福祉士 牧野未来 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県佐渡地域振興局 地域保健課 保健師 和泉あかね ・ 高齢福祉課 地域包括ケア推進室 室長 出崎弘美 ・ 佐渡中央地域包括支援センター センター長 伊藤紀美子 ・ 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 係長 関口小百合 ・ 佐渡中央地域包括支援センター 社会福祉士 土賀恵心 ・ 佐渡中央地域包括支援センター 社会福祉士 津村 優 ・ 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 主任 柴原祥二 ・ 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 生活支援コーディネーター 金子弘樹 ・ 各地域包括支援センター 6名
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 No. 1 「第2回 佐渡市地域包括ケア会議について」 ・ 資料 No. 2-1 「佐渡市高齢者虐待マニュアルについて」 ・ 資料 No. 2-2 「養護者による高齢者虐待対応の対応手順」 ・ 資料 No. 3 「佐渡市の高齢者虐待の現状について」 ・ 資料 No. 4-1 「高齢者虐待予防講演会(佐渡市)」 ・ 資料 No. 4-2 「佐渡地域高齢者虐待防止従事者研修会(佐渡地域振興局)」 ・ 資料 No. 5 「第2回佐渡市地域ケア会議 仮想事例」 ・ パンフレット 「知っていますか? 高齢者虐待」 「頼りになります地域包括支援センター」
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
地域包括ケア推進係長	1. 開会
座長 A 氏	2. 議題『高齢者虐待対応について』 虐待は、「身体的虐待」「介護放棄・放任虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つある。高齢化・少子化が進んでいくと、このような虐待が出てくると思う。佐渡市では高齢化が40%を超えており増えていくのではないかと。佐渡独自の虐待対策を現時点で考え、探っていければと思う。
地域包括ケア推進係主任	(1) 「第2回 佐渡市地域包括ケア会議」について 資料 No. 1 により説明。質疑なし。
中央地域包括支援センター 社会福祉士	(2) 佐渡市高齢者虐待対応について 資料 No. 2-1、資料 No. 2-2 により説明。質疑なし。 『事前質問の回答』 相談窓口の市や包括支援センターの具体的な場所、電話番号を明示されているか。 県発行のパンフレット『知っていますか、高齢者虐待。高齢者が安心して暮らせる社会を目指して』、緑色のパンフレット『困ったときは相談してください。頼りになります地域包括支援センター』に各包括の連絡先が記載されており、各窓口に設置している。
東地域包括支援センター 社会福祉士	(3) 実績等報告 ① 佐渡市の高齢者虐待の現状について 資料 No. 3 により説明。以下、質疑。
座長 A 氏	佐渡市・全国共に通報は警察・介護支援専門員が多い。比較的初期のものが出来ているということか。
東地域包括支援センター 社会福祉士	現場の感触として、佐渡島内ということで、訪問による関係づくりは既に出てきているという利点がある。早期にケアマネ・事業所・民生委員からの相談という形で、ハードケースになる前に包括に相談が寄せられる傾向が、新潟県・全国に比べて多いと思う。
座長 A 氏	分離対応が全国だと半分が分離で、佐渡市は3分の1、地域

<p>東地域包括支援センター 社会福祉士</p>	<p>の見守りやネットワークが働いていると受け止めていいか。</p> <p>佐渡市はまだ地域性が残っており、見守りが出来ている。早い段階で相談をいただけるので、分離以外の対応を早めに取りれることも、この数字に表れている一因かと思う。</p>
<p>座長 A 氏</p> <p>佐渡警察署</p>	<p>警察で虐待の通報について何か気付いたことはあるか。</p> <p>警察では身体的虐待で軽くても警察だけに留めておかないで通報をさせてもらっている。現場に行き、その時は何もなくても話を聞き、過去に叩かれことがあると言えば通報をさせてもらう。</p>
<p>中央地域包括支援センター 社会福祉士</p> <p>佐渡地域振興局保健師</p>	<p>② 高齢者虐待予防講演会（佐渡市） 資料 No. 4 - 1 により説明。質疑なし。</p> <p>③ 佐渡地域高齢者虐待防止従事者研修会（佐渡地域振興局） 資料 No. 4 - 2 により説明。質疑なし。</p>
<p>南地域包括支援センター 社会福祉士</p> <p>西地域包括支援センター 係長</p>	<p>(4) 意見交換 ～「養護者による高齢者虐待」とならない事例の対応について～ 資料 No. 5 により説明。以下、質疑。</p>
<p>座長 A 氏</p> <p>南地域包括支援センター 社会福祉士</p>	<p>養護者が高齢者虐待に当たらないと包括はどうするのか。</p> <p>高齢者虐待に該当しないからといって包括で支援をしないわけでは無い。暴力が行われているのは事実なので、これに準じて関係機関と連携しながら支援を検討していく。</p>
<p>座長 A 氏</p> <p>委員 B 氏</p>	<p>息子さんは精神疾患で通院しており、精神科の対応として何かできるか。</p> <p>息子さんの疾患の状態で、「暴力がいけないことは分かっているが感情が抑えきれない」とあるので、疾患の状態が悪くなっているのかを、専門的に見ていく必要があると思う。</p>
<p>座長 A 氏</p> <p>委員 B 氏</p>	<p>訪問看護はあるのか。</p> <p>精神疾患の方も訪問看護は入っている。ただ掛かっていない</p>

<p>座長 A 氏</p>	<p>方の訪問はしていない。</p> <p>通院していても、その状況を掛かりつけ医の先生が知らないということもある。病院としてもお母さんへの暴力行為があるとか、怒り・イライラする・粗暴になっているという情報提供があると、治療に繋がって行きやすいと思う。</p>
<p>南地域包括支援センター 社会福祉士</p>	<p>どの位の職種が関わっていきそうか。</p> <p>息子さんは障がいサービスで就労支援の事業所に通っており、お母さんは、今はまだ自立しているので介護認定は受けていないが、介護認定を受けデイサービスに行くのは考えられる。</p>
<p>委員 C 氏</p>	<p>例えば、お母さんの通院時に車に乗せて通院を手伝う等、どの位の頻度であれば養護者にあたるのか。</p>
<p>東地域包括支援センター 社会福祉士</p>	<p>車で送迎であれば広い意味で養護者と捉えることはできる。ただ、本当に具体的に細かく見ていくので、広い意味では擁護者として捉えて、実際の現場では、そうすることによって虐待対応ができる望みがあれば、それに準じた形で対応することも。この仮想の事例だと、自立で身の回りのことや家事全般を行っており、本当に全くノータッチであれば、養護者とはみなさないと思う。</p>
<p>委員 C 氏</p>	<p>養護者の定理、「何らかの世話をしている者」とあるが、かなり広い定義で無理やりこじつけようと思えば出来ると思う。</p>
<p>座長 A 氏</p>	<p>養護者の定義は、見直した方がいいか。</p>
<p>委員 C 氏</p>	<p>もっと詳しくした方が良いというわけでは無い。仮に息子さんがお母さんに対し暴力を振るっていたときは、息子さんは養護者に当たらないという定義で切るのではなく、何らかの世話をしているということを中心に広く捉えて、そうしたら高齢者虐待の対応手順でいけるんじゃないかと思う。</p>
<p>委員 D 氏</p>	<p>この仮想事例ですが、「お母さんに息子さんが気に入らないことがあると暴力」と書いてあるが、何故そうなるのか原因が分からない。何故気に入らないのかがはっきりしていないと対応を考えようがない。「時々イライラして母を叩いてしまう」と書いてあるが、何故イライラするか、暴力がいけないことは分かっている、ある程度理解力はあると思うが、原因・動機を</p>

<p>委員 E 氏</p> <p>東地域包括支援センター 社会福祉士</p>	<p>捉えていかないと、どういうふうに対応していいのかわからないと思う。</p> <p>この事例は高齢者虐待というよりはDVの範疇だと思う。佐渡市ではDVに対する対応をどうしているのか。</p> <p>DV対応する機関は県と市にあるが、65歳以上が絡むと包括支援センターに回ってくる。広い意味で養護者と捉え虐待対応せざるを得ないケースが現実であり、殆どそれで対応をしている。なのでDVというよりかは、高齢者が絡むと包括での高齢者支援で対応という中で、何か使えるものが無いかと模索しながら何とか対応をしている。</p>
<p>座長 A 氏</p>	<p>医療からすると、精神科の人は別かもしれないが、病院に来る人達は大体虐待が無い。逆に病気を治したくて連れて来るくらいだから。それで恐らく医療関係者の通報というのは、そんなに多くない気がする。</p>
<p>佐渡地域振興局課長</p>	<p>保健所でも精神疾患の患者さんを訪問する職員はおり、精神科専門職の支援が必要な場合は、いろいろな方とチームを組みながら患者さんを訪問する対応はしている。私共も、情報がないと動き出すことができないので、情報をいただけたらと思う。定期的に誰かが入って見守ることにより精神が安定するということも期待できる。</p>
<p>委員 F 氏</p>	<p>お母さんの「息子は何も家事ができないから私がいなくなったら生活に困るだろうし、自宅での生活を続けたい」は、お母さんは息子さんが精神疾患を持たれていることを、かなり気にしている。相談支援事業所の支援員が「暴力を受けているという話は、一度も聞いたことがない」というのも、もしかしたら暴力があったのかもしれないが、お母さんが息子さんをかばっているのかな、と感じた。精神疾患についても、今、発達障害のお子さんが増えているので、こういうケースが今後増えて来る可能性があると思う。</p> <p>息子さんが今後お母さんと一緒に生活をしたいのか、お母さんが仮に亡くなってしまうと、息子さんの生活基盤が失われてしまう。今のうちから息子さんの生活基盤をきちんと整えていくことが、必要なんじゃないかと思う。これは居宅介護の方とか、今後一人暮らしすることを考え、今から支援の準備をして行った方が良いのかな、という印象を受けた。</p>

<p>座長 A 氏</p> <p>社会福祉課社会福祉士</p>	<p>仮に、お母さんが入院をしてしまったら。</p>
	<p>今まで関わってきたケースですと、息子さんの希望も、もちろん聞くのは聞くのですが、私たちの方から説明をする際に、これからの一人暮らしのことを考え、自宅で生活したいのか、それとも他の人の手を借りて何処か別の場所で生活したいのかを聞き、自宅で過ごされる場合は居宅介護・ヘルパーを使って家事全般を一緒にやるのか、それとも全般的にヘルパーさんにやってもらうのか相談なんですけど、そこをまず入れるか。もしくはグループホームという施設をお勧めして見学等を踏まえて、もし適用するのであれば、グループホームで同じような境遇の方と一緒に生活をしながら、自立に向けて少しずつ進んで行っていただければいいのかなと思う。</p>
<p>佐渡警察署</p>	<p>DVですが、DVは配偶者間もしくは元配偶者、あとは実質同棲していて夫婦関係に近い内縁の妻、そういった関係のものに掛かってくる法律等に関する法ということで、DV防止法、配偶者の暴力防止法等があり、この事例はDVにはならない。</p>
<p>委員 E 氏</p>	<p>私は以前、児童虐待の対策協議会に出させてもらっていたんですけど、一定の傾向があって、障がいのある家庭に凄いい多い。障がい者福祉をもっとちゃんとしないといけないと思う。</p>
<p>座長 A 氏</p>	<p>こういうケースがこの後、増えていくことが予想されますし、そういうことが来てはいけないんだと思う。佐渡市の高齢者虐待のところも、今日の話の中で高齢者虐待には当たらないけども対応が必要という気がした。今日、いろんな立場からご意見を頂きまして本当にありがとうございました。参考に是非今後に展開して行ってほしい。</p>
<p>地域包括ケア推進係主任</p>	<p>3. その他</p> <p>「第3回地域包括ケア会議について」</p> <p>令和3年1月下旬に開催予定。新型コロナウイルス感染症の状況によっては延期や開催状況の変更も想定される。</p> <p>4. 閉会</p>